

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

各団体が独自に制定した条例のうち罰則を設けているものに関する調
(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

① 都道府県分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道								1		1
青森県										0
岩手県										0
宮城県						1				1
秋田県										0
山形県					1					1
福島県						1				1
茨城県						1				1
栃木県										0
群馬県										0
埼玉県						1				1
千葉県										0
東京都						1				1
神奈川県										0
新潟県										0
富山県					1	1				2
石川県										0
福井県						1				1
山梨県										0
長野県					1					1
岐阜県										0
静岡県										0
愛知県	1									1
三重県										0
滋賀県						1				1
京都府									2	2
大阪府		1			1	2				4
兵庫県				1		1				2
奈良県				1						1
和歌山県						1				1
鳥取県	1						1			2
島根県					1					1
岡山県										0
広島県										0
山口県										0
徳島県					1		2			3
香川県										0
愛媛県										0
高知県										0
福岡県					1					1
佐賀県										0
長崎県										0
熊本県										0
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県						1				1
沖縄県							1			1
合計	2	1	0	2	7	13	4	1	2	32

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。
ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	愛知県個人情報保護条例	H29. 4. 1	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県個人情報保護条例	H11. 10. 1 (罰則規定の一部改正は H29. 5. 30)	個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、実施機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【経済関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	大阪府宿泊税条例	H29. 1. 1	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	H29. 7. 1	太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。	5万円以下の罰金
奈良県	奈良県砂防指定地等管理条例	H28. 7. 1	砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めているもの（改正前後とも同じ。） (改正内容) ①禁止行為として、下記を追加 (1)何人も、砂防設備を損壊する行為をしてはならない。 ②土地所有者の努力義務として下記を追加 (1)砂防指定地内の土地の所有者は、その所有する土地において、県が実施する砂防指定地の管理に関する取組に協力するよう努めなければならない。 ③罰則対象となる者として下記を追加 (1)条例の規定に違反して砂防設備を損壊した者 (2)条例の規定に違反して砂防設備を占用した者 (3)条例の規定に違反して条例の規定による許可を受けた事項について変更した者 (4)条例の規定により付された条件に違反した者 (5)条例の規定による命令に違反した者 (6)偽りその他不正な手段により条例の規定による許可を受けた者	1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例	H28. 4. 1	薬物の濫用防止に関する施策を推進するための基本的な事項を定めるとともに、必要な規制等を行い、もって薬物の濫用から県民の生命と安全を守り、及び県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
富山県	富山県青少年健全育成条例	H28. 6. 23	青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もってその健全な育成を図ることを目的とするもの (H28. 3. 25 条例の一部改正あり) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、規制対象が拡大。	30万円以下の罰金
長野県	長野県子どもを性被害から守るための条例	H28. 7. 7	子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって、子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。 威迫等による性行為及び深夜外出の制限に罰則。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	H28. 4. 1	障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消し、もって障害の有無にかかわらず、全ての府民が暮らしやすい共生する社会の実現に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
島根県	島根県青少年の健全な育成に関する条例	H28. 7. 1	青少年をとりまく環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。(深夜営業を行う施設への立入り制限に対する罰則の追加)	30万円以下の罰金
徳島県	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	H28. 4. 1	障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29. 10. 1	障がいを理由とする差別の解消の推進を目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
宮城県	迷惑行為防止条例	S42. 11. 15 (罰則規定の対象追加は H29. 12. 1)	人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穩を保持することを目的とする。 (正当な理由がなく行われる住居等の付近をみだりにうろつく行為等を規制対象に追加)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
福島県	福島県迷惑行為等防止条例	H29. 11. 1	卑わいな行為の禁止場所として、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所等を追加することを目的とする。	6月以上の懲役又は50万円以下の罰金
茨城県	茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例	H29. 4. 1	ヤードにおける盗難自動車の取引及び解体の現状に鑑み、ヤードにおける自動車の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することを目的とする。	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
埼玉県	埼玉県迷惑行為防止条例	H29. 11. 6 (一部改正)	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穩を保持すること。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	特定異性接客営業等の規制に関する条例	H29. 7. 1	特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業を規制すること等により、青少年(18歳未満の者)の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
富山県	富山県迷惑行為等防止条例	H29. 9. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穩を保持することを目的とするもの (H29. 6. 28 条例の一部改正あり) 社会状況の変化に伴い、禁止規定を拡充。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (常習者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
福井県	福井県迷惑行為等の防止に関する条例	H29. 12. 1	迷惑行為等を防止し、生活の安全と平穩を保持することを目的とする。	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県迷惑行為等防止条例	H29. 1. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民および滞在者の生活の安全と平穩を保持することを目的とする。 (罰則の対象となる迷惑行為等の追加)	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
大阪府	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	H29. 4. 20 (罰則規定改正)	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民及び滞在者の平穩な生活を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例	H29. 11. 13 (罰則規定改正)	酒類提供等営業に関し、不当な勧誘及び料金の不当な取立てを禁止する等必要な規制を行うことにより、府民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	H28. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の安全と秩序を維持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
和歌山県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	H29. 7. 1 (罰則追加)	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民及び滞在者等の平穩な生活を保持することを目的とする。 (改正内容) ※罰則関係のみ ○以下の行為者に対する罰則規定の追加 ア 着衣等で覆われている他人の下着等を撮影した者 イ 通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所にいる当該状態にある人の姿態を撮影した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鹿児島県	公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例	H29. 7. 1	公共の場所や乗物における粗暴行為、痴漢・盗撮等の卑わいな行為や押売行為、つきまとい行為等の県民と滞在者の日常生活に不安等を覚えさせる行為を防止して、生活の平穩を保持することを目的とする。(改正前後とも同じ) (改正内容) 粗暴行為の禁止、卑わいな行為の禁止、押売行為等の禁止、つきまとい行為等の禁止の常習者に対する罰則を強化	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
鳥取県	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例	H28. 4. 1 (罰則規定はH28. 7. 1)	使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。	20万円以下の罰金
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	H29. 1. 1	脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。	5万円以下の過料
徳島県	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例	H29. 4. 1	地球温暖化に伴う気候変動等により発生が懸念される深刻な洪水等及び渇水から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、豊かな自然環境の下で推進する治水及び利水をはじめとする流域における水管理について、基本理念を定め、県民、水利用者及び水利使用者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、流域における水管理の基本となる施策を定めることにより、本県ならではの流域における水管理を総合的かつ計画的に推進し、もって水災害に強い社会の構築を図り、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	H21.10.1 (罰則規定の一部改正は H28.4.1)	県民の健康を保護するとともに生活環境の保全に関する施策を推進するため、沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）に非飛散性石綿に係る規制を追加するほか、特定粉じん排出等作業の届出をした者に当該届出の作業が完了した場合の届出の義務付け等を規定する。	○計画変更命令違反、作業基準適合命令・一時停止命令違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ○作業実施届出違反、報告及び検査違反 20万円以下の罰金

【消費者保護関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道消費生活条例	H28.4.1	道民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【その他】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例	H28.9.24	この条例は、人口の減少に伴い増加する空家及び耕作放棄地の活用が良好な地域社会の維持及び形成を図る上で重要であり、適切な管理が行われていない空家が地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、税の軽減、補助金の交付、金利に係る負担の軽減等の支援措置及び空家の適切な管理等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、市町村、関係機関等と連携して、空家及び耕作放棄地その他の農地の活用による移住の促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	災害からの安全な京都づくり条例	H29.7.1	この条例は、府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策の実施に関し、基本理念を定め、府の責務及び府民等の役割を明らかにするとともに、これらの者が実施する対策について必要な事項を定めることにより、府、国、市町村及び府民等が一体となって防災対策の推進を図り、もって府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② 市町村分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道	3			1	2					6
青森県										0
岩手県	1			1						2
宮城県	2									2
秋田県	1									1
山形県										0
福島県			1	1	1		2			5
茨城県							3			3
栃木県										0
群馬県	1					1	4			6
埼玉県	1		1	2		1				5
千葉県	2	1				3	4			10
東京都	5			4			3		1	13
神奈川県	1			2		1	1			5
新潟県							1			1
富山県										0
石川県				1						1
福井県										0
山梨県	2						1			3
長野県	3		1	1			1			6
岐阜県										0
静岡県	3						3			6
愛知県				1			1			2
三重県	1									1
滋賀県	3			1						4
京都府	1			3	1					5
大阪府	2				1		5		3	11
兵庫県	1			1			2			4
奈良県					1		3			4
和歌山県	1						1			2
鳥取県		1								1
島根県	2									2
岡山県				1						1
広島県										0
山口県				1						1
徳島県										0
香川県										0
愛媛県	1									1
高知県	1									1
福岡県	2			3						5
佐賀県										0
長崎県	1						1			2
熊本県				1						1
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県					1		1			2
沖縄県				1					1	2
合計	41	2	3	26	7	6	37	0	5	127

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	松前町	松前町法務嘱託職員の任用等に関する条例	H28. 4. 1	行政不服審査法の業務を行う法務嘱託職員の任用等に関し規定。	秘密漏洩した者は、1ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
北海道	弟子屈町	弟子屈町情報公開条例	H28. 4. 1	この条例は、町の保有する情報が町民共有の財産であり、民主主義の原理及び地方自治の本旨に基づき、町民の知る権利を保障するために、町政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任が全うされるようし、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実に期し、もって公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする。	秘密漏洩した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
北海道	弟子屈町	弟子屈町個人情報保護条例	H28. 4. 1	この条例は、個人に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護と公正で民主的な町政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の規定に違反して情報を提供した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・ 条例の規定に違反して情報を収集した者または秘密漏洩した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・ 条例の規定に違反して個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料
岩手県	釜石市	釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するための機関として、かつ、釜石市情報公開条例第13条及び釜石市個人情報保護条例第40条の規定による諮問に応じて審査するため、釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会を置くことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮城県	七ヶ浜町	七ヶ浜町個人情報保護条例	H28. 12. 14	町が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町民の権利利益を保護するとともに、町政の適正かつ円滑な運営を図ること	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮城県	七ヶ浜町	七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例	H28. 12. 14	七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるもの	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
秋田県	潟上市	潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	H28. 4. 1	潟上市情報公開条例（平成25年潟上市条例第35号）第19条第1項及び潟上市個人情報保護条例（平成17年潟上市条例第11号）第36条第1項の規定による諮問に応じ調査審議し、並びに情報公開及び個人情報保護の制度の適正かつ円滑な運営を推進するため。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
群馬県	桐生市	桐生市情報公開及び個人情報保護審査会条例	H28. 4. 1	桐生市情報公開及び個人情報保護審査会委員に対する守秘義務に係る規定を設け、併せて行政不服審査法の全部改正に伴う条文の整理を行う。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
埼玉県	富士見市	富士見市個人情報保護条例	H29. 4. 1	市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	市川市	市川市公文書公開条例	H28. 4. 1	公文書の公開等に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
千葉県	市川市	市川市個人情報保護条例	H28. 4. 1	個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の閲覧請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
東京都	武蔵野市	武蔵野市行政不服審査に関する条例	H28. 4. 1	武蔵野市行政不服審査会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、条例等に基づく処分に係る審理手続及び審査請求に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	武蔵野市行政不服審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
東京都	三鷹市	三鷹市行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、三鷹市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	小平市	小平市行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法に基づき、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	日野市	日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例	H28. 4. 1	日野市情報公開条例並びに日野市個人情報保護条例及び日野市特定個人情報保護条例の規定による諮問並びに行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための審査会を設置し、その組織、審査手続等について規定する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵村山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市個人情報保護条例	H28. 4. 1	個人情報の適正な取扱いの確保に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（追加）
山梨県	中央市	中央市法務専門職員の任用等に関する条例	H28. 4. 1	法務専門員の任用等に関し必要な事項を規定する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
山梨県	富士川町	富士川町法務専門職員の任用等に関する条例	H28. 4. 1	この条例は、法務専門職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
長野県	松本市	松本市情報公開・個人情報保護審査会条例	H28. 4. 1	松本市情報公開・個人情報保護審査会を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	大町市	大町市個人情報保護条例	H28. 4. 1	実施機関が保有する個人情報の適正に関し規定するもの	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
長野県	軽井沢町	G7長野県・軽井沢交通大臣会合開催時の対象地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	H28. 8. 1	G7長野県・軽井沢交通大臣会合開催時の対象地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	袋井市	袋井市情報公開条例	H28. 4. 1	職務上知り得た秘密の保持を目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	袋井市	袋井市個人情報保護条例	H28. 4. 1	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報の保護を目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会条例	H29. 6. 12	伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第20条及び伊豆の国市個人情報保護条例（平成17年伊豆の国市条例第9号）第42条の規定に基づく諮問に応じ審査請求について調査審議するため、伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
三重県	名張市	名張市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	H29. 7. 1	名張市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び会議並びに調査審議の手続等について定めるものとする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
滋賀県	野洲市	野洲市個人情報保護条例	H28. 4. 1	個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金。
滋賀県	野洲市	野洲市情報公開条例	H28. 4. 1	市民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の諸活動について市民に説明する責務を全うするとともに、市民の知る権利の保障及び公正で透明な行政の推進に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金。
滋賀県	東近江市	東近江市個人情報保護条例	H28. 4. 1	市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
京都府	京丹後市	京丹後市行政不服審査調査員の任用等に関する条例	H28. 4. 1	京丹後市行政不服審査調査員(以下「調査員」という。)の任用等に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
大阪府	枚方市	枚方市個人情報保護条例	H29. 9. 13	市における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、並びに保有個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止を求める市民の権利の保障に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	茨木市	茨木市情報公開条例	H28. 4. 1	実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
兵庫県	上郡町	上郡町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法並びに上郡町情報公開条例及び上郡町個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、上郡町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会を設置する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	美浜町	美浜町個人情報保護条例	H29. 12. 18	美浜町の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
島根県	浜田市	浜田市行政不服審査会条例	H28. 4. 1	浜田市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
島根県	美郷町	美郷町行政不服審査会条例	H28. 4. 1	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき設置する美郷町行政不服審査会について定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛媛県	宇和島市	宇和島市個人情報保護条例	H28. 4. 1	この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
高知県	安芸市	安芸市情報公開条例	H28. 4. 1	市民の市政に関する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報提供の充実を図ることにより、市民の知る権利を具体的に保障し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	糸島市	糸島市個人情報保護条例	H28. 10. 1	個人情報の保護することについて必要な事項を定める。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	糸島市	糸島市情報公開条例	H28. 4. 1	市政に関する情報を公開することについて必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長崎県	東彼杵町	東彼杵町行政財産使用料条例	H29. 1. 1	行政財産の使用に係る使用料について必要な事項を定める	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の範囲内で過料

【経済関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	千葉市	千葉市土の採取計画の認可に関する条例	H28. 8. 1	土の採取に伴う災害を防止し、もって市民の福祉の維持及び増進に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
鳥取県	日南町	日南町税条例	H28. 4. 25	地方税の賦課徴収を目的とする	10万円以下の過料

【教育・文化関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福島県	喜多方市	喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例	H28. 6. 17	喜多方市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他当該地区の保存のための必要な措置を定め、もって喜多方市の文化的向上に資することを目的とする。	5万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例	H29. 4. 1	児童等が良好な環境の中で生活し、学び、及び成長することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	長野市	長野市伝統的建造物群保存地区保存条例	H28. 4. 1	文化財保護法の規定に基づき、本市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他保存地区の保存のため必要な措置を定め、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。	5万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	広尾町	十勝港港湾施設管理条例	H29. 10. 1	広尾町(港湾管理者である「広尾町」をいう。以下同じ。)の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、十勝港の適正な運営に資することを目的	水域施設内において遊泳又は正当な理由なく潜水した者は、5万円以下の過料
岩手県	野田村	都市公園条例	H28. 12. 20	都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を規定する。	一部改正により罰則規定を追加 5万円以下の過料
福島県	二本松市	二本松市定住促進住宅管理条例	H29. 4. 1	市内への定住の促進を図ることを目的とする。	詐欺その他の不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料
埼玉県	川越市	川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H28. 10. 1	歴史的建築物を建築基準法の適用除外とする場合に、必要となる保存及び活用のための措置を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・違反是正命令に従わなかった者（50万円） ・許可を得ずに行為を行った者（20万円） ・許可内容に違反した者（20万円） ・完了検査を受けなかった者（20万円） ・虚偽の報告をした者（20万円） ・勧告後の命令に違反した者（20万円） ・立入検査を拒んだ者（10万円）
埼玉県	戸田市	戸田市宅地開発事業等指導条例	H29. 1. 1	宅地開発事業等に関する手続及び基準を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	墨田区	墨田区特定法定外公共物等管理条例	H29. 12. 11	区内に存する特定法定外公共物等の管理及び利用に関し必要な事項を定めて適正な管理を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
東京都	墨田区	墨田区有通路条例	H29. 12. 11	区有通路の設置、管理及び利用に関し必要な事項を定め適正な管理を図ること	禁止行為等に違反した者に対し、5万円以下の過料を科すること
東京都	目黒区	原町一丁目・洗足一丁目地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H28. 4. 11	建築基準法第68条の2第1項の規定により地区計画で定めた建築物に関する制限内容を制限条例において規定することにより、計画内容の実現をより確実なものとするため。	50万円以下の罰金
東京都	足立区	足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H30. 3. 28	建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
神奈川県	横須賀市	横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例	H30. 3. 29	地域における良好な近隣関係を保持するとともに、生活環境の保全に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	二宮町	二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例	H30. 1. 1	本町の開発事業に関し、必要な手続並びに公共施設、公益施設及び開発事業の整備基準を定めることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
石川県	能登町	能登町借上町営住宅条例	H28. 9. 15	借上町営住宅の設置及び管理を目的とする。	徴収を免れた額の5倍に相当する額
長野県	筑北村	筑北村移住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例	H29. 4. 1	移住希望者向けの住宅として整備する空き家活用住宅の設置及び管理について規定する。	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額
愛知県	豊田市	豊田市開発事業に係る手続等に関する条例	H29. 10. 1	周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
滋賀県	守山市	守山市駅前居住地区における建築物等の制限に関する条例	H29. 2. 1	駅前周辺地域の良質な住環境の充実に目的とする。	50万円以下の罰金
京都府	宮津市	宮津市空家空地対策の推進に関する条例	H29. 4. 1	適切な管理が行われていない空家等及び空地の増加が防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因の一つになっていることに鑑み、空家等及び空地の発生の予防、適切な管理及び有効活用(以下「空家空地対策」と総称する。)に関し必要な事項を定めることにより、空家空地対策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らせる生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	亀岡市	亀岡市駅前送迎用スペース管理条例	H29. 4. 1	亀岡市が設置する駅前送迎用スペース(以下「送迎用スペース」という。)の管理に関し、必要な事項を定めることにより良好な利用環境を確保し、もって都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	城陽市	城陽市東部丘陵地まちづくり条例	H28. 4. 1	東部丘陵地のまちづくりについて、その基本理念を定め、市、市民等及び開発事業者の責務を明らかにするとともに、開発事業の基準、手続等を定めることにより、当該基準に適合した開発事業を促し、もって市、市民等及び開発事業者が一体となって、市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めることを目的とする。	5万円以下の過料
兵庫県	豊岡市	豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H29. 4. 1	歴史的な木造建築物について、安全性の向上及び維持を図るための措置並びに現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を規定する	50万円以下の罰金
岡山県	津山市	津山市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H29. 10. 1	歴史的建築物の保存及び活用を目的とする。	50万円以下の罰金
山口県	防府市	防府市空家等の適正管理に関する条例	H29. 7. 1	空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
福岡県	志免町	志免町法定外公共物管理条例	H28. 4. 1	志免町の法定外公共物に関し必要な事項を定めるもの。	5万円以下の過料
福岡県	志免町	志免町法定外公共物占用及び使用に関する条例	H28. 4. 1	法定外公共物の適切な維持管理を図るため、法令その他特別に定めのあるもののほか、法定外公共物の占用及び使用に関し必要な事項を定めるもの。	5万円以下の過料
福岡県	志免町	志免町法定外公共物占用料徴収条例	H28. 4. 1	志免町が徴収する法定外公共物の占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるもの。	詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料
熊本県	熊本市	熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例	H29. 12. 12	平成28年熊本地震により被害を受けた造成宅地(宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第7号に規定する造成宅地をいう。)における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めること。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
沖縄県	浦添市	浦添市民住宅等の設置及び管理に関する条例	H29. 8. 10	浦添市民住宅等の設置及び管理に関する条例	過料：家賃の徴収を免れたとき

【厚生関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北斗市	北斗市野崎霊園条例	H28. 11. 10	野崎霊園の設置及び管理に関し必要な事項を規定する。	条例の規定に違反して霊園を利用した者は、5万円以下の過料
北海道	長沼町	長沼町動物の愛護及び管理に関する条例	H30. 4. 1	人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。	条例の規定に違反して、飼養する犬の係留等をしない者又は係留等の方法を守らなかった者は、10万円以下の罰金又は科料
福島県	福島市	福島市魚介類行商人の登録に関する条例	H30. 4. 1	この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、食品衛生上の危害を防止するため、魚介類行商を営もうとする者の登録を実施するとともに魚介類行商に関し必要な規制を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。	二万円以下の罰金
京都府	京都市	京都市水道事業条例	H29. 10. 1	本市の区域(水道事業による浄水の供給が困難であると市長が認める区域を除く。)内における市民の生活用水その他の水の需要に応じ、浄水を供給するため、必要な事項を定める。	以下のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料 <ul style="list-style-type: none"> ・料金の支払を免れようとした者 ・給水装置の管理を著しく怠った者 ・正当な理由なく地下水等利用専用水道の設置等に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
大阪府	守口市	守口市路上喫煙の防止に関する条例	H29. 4. 1	路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害並びに煙による迷惑の防止を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	1,000円の過料
奈良県	生駒市	生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例	H29. 10. 1	歩きタバコ及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	2万円の過料
鹿児島県	徳之島町	大和村飼い猫の適正な飼育及び管理に関する条例	H29. 12. 8	地域環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全	5万円以下の過料

【警察・消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
群馬県	前橋市	前橋市客引き行為等の防止に関する条例	H29. 7. 1	市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境を確保するため、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定め、もって安心して快適な地域社会の実現に資することを目的とする。	5万円以下の過料
埼玉県	草加市	草加市安全安心まちづくり推進条例	H28. 9. 28	安全安心まちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務並びに自主防犯団体の役割を明らかにするとともに、安全安心まちづくりに関する施策の基本となる事項及び迷惑行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。	50,000円以下の過料
千葉県	船橋市	船橋市客引き行為等防止条例	H29. 12. 1	客引き行為等を防止することにより、市民等の安全かつ平穏な通行及び快適な生活環境の確保を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に資することを目的とする。	5万円以下の過料
千葉県	松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H29. 12. 26	安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生の防止並びにめいわく行為及び客引き行為等の禁止に係る施策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
千葉県	柏市	柏市客引き行為等禁止等条例	H29. 6. 23	道路その他の公共の場所における客引き行為等を禁止することにより、市民生活の平穏を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。	5万円以下の過料
神奈川県	川崎市	川崎市客引き行為等の防止に関する条例	H28. 4. 1	客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心して快適な地域社会の実現に資することを目的とする。	5万円以下の過料

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福島県	福島市	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H30. 4. 1	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務及び役割を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	使用料に対する罰則以外の罰則規定なし
福島県	只見町	只見町の野生動植物を保護する条例	H28. 6. 24	自然環境・生物多様性の保護・保全と天然資源の持続可能な利活用を通じて地域の持続可能な発展を目指すことを目的とする。	1万円以下の過料
茨城県	下妻市	下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H29. 10. 1	市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	筑西市	筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H29. 3. 27	土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全と生活環境の保全を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城町	茨城町まちをきれいにする条例	H29. 6. 1	良好な環境の保全を目指して茨城町、町民等及び事業者、土地所有者等が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、茨城町環境基本計画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって清潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
群馬県	沼田市	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H28. 10. 1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって市民の生活環境の保全及び安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	館林市	館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H30. 1. 1	必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図る。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H29. 7. 1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全な生活の維持に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	中之条町	中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H28. 12. 15	土砂等の埋立て等の適性化を図り、生活環境の保全及び町民の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100以下の罰金
千葉県	佐倉市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H30. 4. 1	再生土等による埋立て行為の禁止、事業主の名義貸しの禁止等の土砂等の運搬及び土質に対する規制を強化するもの	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	東金市	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H30. 1. 1	ごみ集積所等に排出された家庭系廃棄物の持ち去りを禁止し、家庭系廃棄物を確保するため。	20万円以下の罰金
千葉県	印西市	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H29. 4. 1 (一部 H28. 12. 22)	生活環境及び動植物の生息・生育環境を保全するとともに、土壌及び地下水の汚染並びに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	鋸南町	鋸南町水道水源保護条例	H29. 9. 15	町営の水道（以下「町営水道」という。）に係る水源の枯渇及び水質の汚染を防止し、清浄な水を確保するために、その水を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
東京都	国立市	国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例	H29. 1. 1	ごみ集積所に置かれた資源物の持ち去り禁止及び違反した場合の罰則を規定する。（一部改正）	20万円以下の罰金
東京都	あきる野市	あきる野市生物多様性保全条例	H29. 9. 27	市内に生息し、又は生育する希少な生物を保護し、将来の世代に継承していくことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
東京都	中野区	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例	H29. 6. 21 （一部 H29. 9. 1）	私有地等における物品の蓄積等により当該私有地等の周辺地域に発生する不良な生活環境を解消することにより、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
神奈川県	相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	H29. 7. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	南魚沼市	南魚沼市地下水の採取に関する条例	H29. 10. 1	市民生活にとって必要不可欠な地下水が、限りある貴重な資源であるとの認識を共有し、その保護と節約に努めるとともに、地下水の適正な利用を促進し、その採取に関し必要な規制を設けることにより地盤沈下の抑制を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
山梨県	中央市	中央市田富よし原処理センター条例	H28. 4. 1	よし原処理センターを設置し、公衆衛生、環境保全の向上をはかることを目的とする。	5万円以下の過料
長野県	宮田村	宮田村大規模水害による環境汚染の防止に関する条例	H29. 6. 15	環境汚染の発生を防止することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	袋井市	袋井市使用済物品等の放置防止に関する条例	H29. 4. 1	命令違反者への罰則を規定する。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
静岡県	袋井市	袋井市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	H29. 4. 1	建築物等への立入調査の確実な実施を目的とする。	3万円以下の過料
静岡県	南伊豆町	南伊豆町海水浴場条例	H28. 6. 10	海水浴場を健全かつ安全に整備し、環境衛生の保持及び公衆の危険防止並びに秩序の維持を図ることを目的とする。	30万円以下の罰金又は3万円以下の罰金
愛知県	豊田市	豊田市不良な生活環境を解消するための条例	H28. 4. 1	不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、その状態の解消を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	大阪市	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	H29. 4. 1 (一部 H29. 10. 1)	本市、本市が古紙・衣類の収集又は運搬を委託した者及び地域の団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものによる古紙・衣類の収集等を禁止する等の廃棄物の再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動の促進等を図るための措置等を講ずるもの	50,000円以下の過料
大阪府	高槻市	高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例	H28. 4. 1	土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	富田林市	富田林市土砂埋立て等の規制に関する条例	H28. 7. 1	土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	東大阪市	東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例	H29. 12. 28	まちの美化推進並びに空き地及び空き家の適正管理について必要な事項を規定するとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行について必要な事項を規定する。	5万円以下の過料
大阪府	河南町	河南町土砂埋立て等の規制に関する条例	H28. 4. 1	土砂埋立て等について、町、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	西宮市	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H29. 11. 1	ごみステーションに排出された古紙等の再生資源の持ち去り行為の禁止を規定する。	20万円以下の罰金
兵庫県	三木市	三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例	H28. 7. 1	特定車両特定部品等のヤード内保管等の適正化による市民の生活環境の保全	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
奈良県	五條市	五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	H28. 10. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
奈良県	生駒市	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H28. 10. 1	埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
奈良県	天川村	天川村をきれいにする条例	H29. 10. 1	自然と文化の調和した清潔で住みよい村づくりを目的とする。	20万円以下の罰金
和歌山県	紀の川市	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H28. 4. 1	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
長崎県	南島原市	南島原市地下水保全条例	H28. 4. 1	地下水の保全と採取の適正化を図ることにより、本市における限りある地下水の有効活用及び恒久的な使用に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
鹿児島県	大和村	大和村飼い猫の適正な飼育及び管理に関する条例	H30. 1. 1	地域の生活環境向上と飼い猫の飼育及び管理の適正化を図る	5万円以下の過料

【その他】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	国分寺市	国分寺市空き家等及び空き地の適正な管理等に関する条例	H29. 4. 1	空き家等及び空き地に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進並びに安全で安心なまちづくりの推進及び地域の振興に寄与することを目的とする。	50,000円以下の過料
大阪府	大阪市	大阪市行政不服審査法施行条例	H28. 4. 1	行政不服審査法の改正に伴い、大阪市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項その他同法の施行に関し必要な事項を定めるもの	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪市	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例	H29. 6. 1	客引き行為等をするもの等に対し、市長又はその職員が物件の提出等の要求又は立入調査等を行うことができることとし、当該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る違反行為をしたものに対して本市が講じる措置を定めるとともに、客引き行為等をし、又はさせる行為を中止する旨の命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わない場合において市長が公表する事項を改めるもの	50,000円以下の過料
大阪府	茨木市	茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例	H29. 7. 1	土砂埋立て等に関する市等の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
沖縄県	北谷町	北谷町下水道条例	H28. 12. 15	下水道の管理及び使用について規定する。	5万円以下の過料